

喀痰吸引等研修（第1号、第2号研修）の実施体制等について

1 喀痰吸引等研修の実施体制について

介護職員等による喀痰吸引等の前提となる喀痰吸引等研修（第1号、第2号研修）については、登録研修機関での実施体制となっています。

登録研修機関の研修実施予定等は、県長寿社会課ホームページでも公表予定です。

<登録研修機関（第1号・第2号）一覧>

事業所名称	所在地	研修課程
住宅型有料老人ホーム寿樹	長門市西深川338番地1	第2号
社会福祉法人高森福祉会	岩国市玖珂町3813番地6	第2号
株式会社ルナー 医療福祉部	下関市大字富任91番地	第1号
老人保健施設アイユウ	下関市長府金屋浜町1-5	第2号
株式会社プレゼンス・メディカル	下関市彦島福浦町三丁目1-23 朝見ビル3F号室	第1号・第2号
HAPPY&SMILE COLLEGE	山口市米屋町2-7	第2号
社会福祉法人山口県社会福祉協議会	山口市大手町9番6号	第1号・第2号
株式会社 ANNO-P 喀痰吸引等研修センター	山口市吉敷中東一丁目1-1	第1号・第2号

※ 登録研修機関の最新情報は県長寿社会課ホームページで確認してください。

2 研修受講にかかる助成制度

喀痰吸引等研修等、研修受講にかかる助成制度を御利用ください。

助成制度	福祉マンパワー事業（人材養成事業）
助成内容	業務に関する資格取得や自己啓発等のために必要な研修の受講等をされる場合に、その経費を助成
助成対象者	県内の社会福祉施設等に勤務する職員
助成対象経費	研修の受講料（テキスト代含）、旅費及び宿泊料
助成上限	5万円
実施主体	山口県福祉人材センター（社会福祉法人山口県社会福祉協議会）

※ 上記は令和7年度の状況です。最新の内容、募集状況は実施主体に御確認ください。

3 登録喀痰吸引等事業者の登録について

登録喀痰吸引等事業者へ登録することで、介護福祉士に対し自ら実地研修を行い、別途、介護福祉士登録証の付記登録を受けた介護福祉士に医療的ケアを行わせることができます。

介護福祉士が所属している施設、事業所等においては、登録喀痰吸引等事業者の登録も御検討ください。

(1) 医療的ケアが実施可能な事業者

① 登録特定行為事業者

都道府県又は登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修を修了し、認定証の交付を受けた介護職員等（認定特定行為業務従事者）に医療的ケアを行わせることができる。

② 登録喀痰吸引等事業者

養成校等で基本研修又は医療的ケアの課程を修了している介護福祉士に自ら実地研修を行い、別途、介護福祉士登録証に行為の付記登録を受けた介護福祉士に医療的ケアを行わせることができる。

登録に当たっては、登録特定行為事業者の登録基準に加え、介護福祉士に対する実地研修に係る体制整備（実地研修に係る規程、指導看護師の確保等）が必要となる。

(2) 登録喀痰吸引等事業者と登録特定行為事業者との違い

区 分	登録喀痰吸引等事業者	登録特定行為事業者
医療的ケア実施者	介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為の付記登録がある <u>介護福祉士</u>	認定証の交付を受けた介護職員等（ <u>認定特定行為業務従事者</u> ）
実地研修の実施	可	不可（自ら実施できない）
実地研修の実施義務	あり ※ 基本研修又は医療的ケアの課程を修了している介護福祉士が対象	—
実地研修修了者の管理	・実地研修修了証の交付（再交付も含む） ・実地研修修了者管理簿の県への報告	—
新規登録手数料	3,200 円	3,200 円

※ 事業所内で喀痰吸引等を行う者の中に介護職員等（認定特定行為業務従事者）と介護福祉士（介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為の付記登録がある者）が混在する場合、登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の2枚看板となる。

※ 登録特定行為事業者が、新たに登録喀痰吸引等事業者の登録をする場合、登録特定行為事業者の登録時に提出している書類は省略が可能。

(3) 登録喀痰吸引等事業者の登録申請様式・手続等

県長寿社会課ホームページにて掲載

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/49/18504.html>